

2025年2月1日初版

製品含有化学物質管理ガイドライン

2025年 2月

はじめに

昨今の社会情勢より環境への配慮は企業活動の上で不可欠となっています。
社会と調和していくために、関係会社の皆様にも同調していただけるよう、弊社では方針を定めて取り組んでおります。

環境基本方針

1. 環境との調和ある成長を目指し、事業活動の全ての領域を通じて、エミッションの低減に挑戦します。
2. 製品含有化学物質を適正に管理し、製品に関わる法規則の遵守、業界基準へ対応します。
3. 環境に配慮した開発、生産等を行い、資源の再利用・リサイクル、省エネルギー、産業廃棄物等の削減に取り組みます。
4. 未然防止の徹底と環境法令等の遵守に努めることはもとより、環境課題を踏まえた自主的な改善計画を策定し、継続的に取り組みます。
5. 関係会社、地域社会との連携・協力関係を強化し、環境保全活動に積極的に取り組みます。

株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント

代表取締役社長

制定 2019 年 4 月 1 日

改正 2021 年 8 月 1 日

弊社環境基本方針に示す、製品含有化学物質を適正に管理していくためには、お取引先様のご協力が不可欠となりますので、お取引先様におかれましては、当ガイドラインの趣旨をご理解いただいた上で、今後ともより一層のお取り組みをお願い申し上げます。

<化学物質管理の潮流>※1

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルクサミット)、2006年のSAICM(戦略的化学物質管理アプローチ)採択などを受け、世界的に化学物質管理規制が拡大しています。化学物質規制の国際的流れとしては、個々の物質の有害性のみに注目していた「ハザード管理」から、人や動植物にどれだけ影響を与えるかを加味した「リスク管理」へと変わってきています。そのため、どのような状況で化学物質が用いられるかということまで考慮する必要が出てきました。化学物質規制については日本の化審法、欧州のELV指令、REACH規則などがあるほか、北米・アジアでも独自の規制を設けています。

このような化学物質の規制では、企業は製品中の化学物質の含有情報収集とサプライチェーンの管理が求められています。

※1：トヨタグリーン調達ガイドラインより引用

https://global.toyota/pages/global_toyota/sustainability/esg/toyota_green_purchasing_guidelines.jp.pdf

製品含有化学物質管理ガイドライン

弊社は、欧州ELV、欧州REACH、日本化審法など、法規制に先行し化学物質の管理（廃止、削減等）およびリサイクル率の向上への取組を業界の一員として推進しています。対象のお取引先様には、下記項目に関する関連法令・弊社技術標準類・弊社顧客の標準類に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

(1)車両用の「部品、用品、原材料（※2）」（含むこれらの製品の梱包・包装資材）に関する化学物質の管理(廃止、削減 等)

（※2）原材料のうち、車両の一部になるもの。

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理(廃止、削減等)と、樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

a)開発・設計・量産段階における化学物質の管理(廃止、削減 等)

■化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は、トヨタ自動車技術標準「環境負荷物質の管理方法(TSZ0001G)※3」に従い、実施してください。

※3：TCD商品については TCSZ0001 による

■部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更および重量変更が発生した場合、全ての対象部品、原材料に対し、期日までに材料・化学物質データのIMDS入力を確実に実施してください。

「環境負荷物質の管理方法(TSZ0001GおよびTCSZ0001)」については最新版をご使用ください。

「環境負荷物質の管理方法(TSZ0001GおよびTCSZ0001)」は、各国の法規動向や弊社方針に合わせて1回/年を目処に改定します。

弊社は、化学物質・リサイクル率の管理のツールとして、IMDSによる材料データ管理をグローバルに進めています。

IMDSの入力方法は「IMDSユーザーマニュアル」、弊社発行の「IMDSデータ作成マニュアル」をご参照ください。

■弊社から個別に部品、原材料に対し、材料・化学物質データ調査をお願いした際は、IMDS入力を指定期日までに確実に実施下さるようお願いします。

■開発・設計・生産準備・量産段階に、必要に応じて仕入先様の工程監査を実施します。

■IMDSにてご報告いただいた内容と異なることがないよう、仕入先様が購入される部品、原材料の管理や、製造工程での混入防止を実施してください。必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。

製品含有化学物質管理ガイドライン

〈参考〉製品含有化学物質関連の依頼事項一覧

依頼事項を下記の表にまとめましたので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

○：対象製品/サービス全て、△対象製品/サービスの一部(対象のお取引先様には弊社から個別に連絡します)

要求項目		対象製品/サービス				
		TMC商品			TCD商品	
		特装車	用品	補給部品	特装車	用品
各国法規および 弊社要求仕様の遵守	対象	○	←	←	△	○
	標準類	TSZ0001G 「環境負荷物質の管理方法」	←	←	TCSZ0001 「環境負荷物質の管理方法」	←
製品 管理	化学物質使用状況報告	対象	○	←	←	←
		時期	・ 個別依頼時 ・ 部品/材料新設時 ・ 部品/材料構成材変更時	・ 補給品番設定時 (新規ケミカル品番 発生時のみ)	・ 個別依頼時 ・ 部品/材料新設時 ・ 部品/材料構成材変更時	
		帳票	・ IMDS ・ JAPIAシート(*1)	-	・ IMDS ・ JAPIAシート ・ 非含有確認書	・ IMDS ・ JAPIAシート(*1)
		ツール	・ IMDS ・ JAPIAシート(*1)	SDS/EDS	・ IMDS ・ JAPIAシート ・ 非含有確認書	・ IMDS ・ JAPIAシート(*1)
	購入部品/材料の管理、 製造工程での混入防止	対象	○	←	←	←
		時期	生産準備段階～生産終了	←	←	←
		標準類	号口SQAM	用品SQAM	補給部品SQAM	-
	検査データの提出	対象	△	←	←	←
		時期	・ 要求時 ・ 初品/設計変更時/ 工程変更時 ※詳細は個別指示による	←	←	←
	TCDによる 工程監査の実施	対象	△	←	←	←
		時期	・ 開発時 ・ 設計時 ・ 生産準備時 ・ 量産時	個別依頼時	補給品番設定時	個別依頼時 ←

(*1) 原則、IMDS入力の実施をお願いします。

- ・ トヨタ自動車技術標準類の入手方法は、弊社各担当部署にお問い合わせ願います。
- ・ SQAM：Supplier Quality Assurance Manual には化学物質関連(VOC含む)の依頼事項を記載しておりますので、適宜ご参照ください。

(T C Dはトヨタ自動車殿の管理方法に準じておりますので、必要に応じてトヨタ自動車殿のS Q A Mを参照してください)

用語集

法律、規制、政策関連用語集

(1) 欧州ELV指令

2000年に発効した「使用済み自動車（ELV）のリサイクル指令（2000/53/EC）」。「使用済み自動車による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

(2) 欧州REACH規則

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則<(EC)No1907/2006>」。「化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられています。

(3) 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」。新たな工業用化学物質（新規化学物質）について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。

その他用語集

(1) ELV（**E**nd of **L**ife **V**ehicle）

使用の目的を終了した使用済み自動車のこと。

自動車リサイクル法では、引取業者に使用済みとして引き取られた車が使用済み自動車となる。

(2) 車両用部品

量産車・特装車用の部品および補給部品。

(3) 原材料

鋼板、鋼材、塗料、接着剤、オイル、冷却液など生産工場で使用されるもの。

(4) 用品

車両生産/物流の拠点や販売店で装着される部品。

『TMC用品→車両メーカー純正』と『TCD用品→車両メーカー非純正』に分かれる。

（例：エアロパーツ、アルミホイール、イルミライティングキットなど）

(5) IMDS（**I**nternational **M**aterial **D**ata **S**ystem）

部品お取引先様等が、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

(6) TMC（**T**oyota **M**otor **C**orporation）

トヨタ自動車株式会社。

(7) JAPIAシート

自動車部品の物質調査ツールとして、一般社団法人 日本自動車部品工業会（JAPIA）を含むJAPIAシート連絡会にて合意された帳票。

但し、JAPIAでは2027年10月以降はIMDSを推奨。（今後のIMDSの要求範囲拡張にJAPIAシートは未対応）

用語集

その他用語集（続き）

(7) SDS (Safety Data Sheet)

安全データシート。

化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取扱うために必要な情報を記載したもの。

(8) SQAM (Supplier Quality Assurance Manual)

仕入先品質保証マニュアル。

お客様第一のものづくりに基づきトヨタ車に対するお客様の品質への期待を満たし、またはそれを超えることが出来るように、品質を保証するために必要な実施項目と活動内容をまとめた手順書。

(9) VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

補足

1. お取引様からご提供いただいた報告書などの書類は、外部へ公表することはありません。
2. 本ガイドラインの内容は、法規制、社内規程などの改訂により、変更する場合がありますので
弊社ホームページで随時ご確認をお願いします。
3. 本ガイドラインに関してのご質問は、下記をお願いします。

製品含有化学物質管理(PCM) 事務局

Mail : tcd_pcm@toyota-cd.co.jp